

1 事業の目的

守山中学校は、昭和 37 年 4 月に、湖南中学校、三和中学校、明富中学校の 3 中学校が統合されて発足し、現校舎は、開校当初のままの歴史ある建物である。

当時は、市内中学生の全てが通学した大規模中学校であり、教育中核目標を「切磋琢磨」（仲間同士が励まし競い合って、向上すること）とし、切磋琢磨の中で手にする大きな達成感と成功体験が成長への足がかりとなり、守山の若者一人ひとりが「自ら育つ力」を身につける学校づくりが今日までなされてきた。

今回、校舎建築より 50 年以上が経過し、老朽化が進んでいることから改築することとなるが、改築にあたり、今後の守山市の教育の在り方を市内外に示す象徴的な施設整備を図る。

具体的な施設整備の方針としては、第一には、これからの時代の学習法に柔軟に対応できる、景観に配慮した守山市の風土を感じられる「守山の風土や景観に相応しく、守山中学校の伝統・文化に配慮した学校づくり」とする。

第二には、日照、採光、通風等に配慮し、自然環境を積極的に取り入れた豊かな施設環境および生徒が人間関係を形成しやすく、ゆとりと潤いのある豊かな空間を形成する「教育環境の質的向上が図れる学校づくり」とする。

第三には、学校施設は、他公共施設と比べ年間の一次エネルギー消費量が小さい傾向にあることから、省エネおよび創エネにより年間におけるエネルギー消費を実質上ゼロに近づけるように配慮し、その取り組みについては、生徒の学習の場に活用できるようにするとともに学習成果を地域に発信し、家庭や地域の環境意識の向上につなげる「環境を考慮した学校づくり」とする。

最後に、ライフサイクルコストや費用対効果、施設耐用年数（約 50 年間）にわたる維持管理の容易性等を十分考慮する「経済性や効率性、維持管理の容易性等に配慮した学校づくり」の 4 つを基本方針として整備し、当該施設が将来にわたり市民に愛着をもたれる施設整備を図る。

上記の施設整備の方針を満たす最適な設計案とするため、技術的に最も適した設計提案者を選定するコンペ方式を採用することとする。なお、設計案に関しては、日本にとどまらず国外からも多くの提案をいただくため、国外からの参加も可能とする。

2 コンペの概要

(1) 主催者

守山市

(2) 審査方法

審査は、1 次審査および 2 次審査の 2 段階方式で行う。なお、2 次審査で実施するプレゼンテーションおよびヒアリングについては公開で行うが、審査につい

ては、審査委員会のみで実施するものとする。

ア 1次審査では、参加表明書、設計提案および業務実績（以下、「参加表明書等」という。）を基に、守山中学校校舎改築基本設計・実施設計コンペ審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、2次審査への応募を求める者（以下、「2次審査応募者」という。）を5者程度選定する。

イ 2次審査では、2次審査応募者から応募図書（図面、模型等）の提出を求め、公開プレゼンテーションおよびヒアリングを行った後に、所定の場所にて展示会および市民投票を実施する。その投票結果を参考として、審査委員会において、最も優れた応募図書の提出者等を選定する。

(3) 審査委員会

審査委員会の委員は、次に掲げる者により構成する。

審査委員長	滋賀県立大学研究・評価担当理事兼副学長	布野 修司
審査委員	元滋賀県審議員（文化担当）	本城 博一
	京都大学大学院 工学研究科 建築学専攻准教授	竹山 聖
	立命館大学 理工学部 建築都市デザイン学科教授	及川 清昭
	改築を行う中学校区の学区代表者	馬場 春造
	改築を行う中学校区の学区代表者	中西 周治
	守山中学校長	水野 正裕

(4) スケジュール

事業の全体スケジュールおよび最も優れた応募図書の提出者等の決定までの事務手順は次のとおりとする。

ア 公告・参加表明書等の様式の交付	平成 24 年 9 月 27 日（木）
イ 参加表明書等提出期限	11 月 5 日（月）
ウ 1次審査（2次応募者選定）	11 月中旬
エ 結果通知および2次応募図書提出要請通知	11 月下旬
オ 2次応募図書提出期限	平成 25 年 1 月 8 日（火）
カ 2次応募図書の公開プレゼンテーション	1 月 10 日（木）
キ 2次応募図書の展示会および市民投票	1 月中旬から 1 月下旬まで
ク 2次審査および結果通知発送	2 月中旬

3 参加資格条件

参加者（設計提案を提案する者をいう。個人、団体、法人および国内外は問わない。以下同じ。）は、次に掲げる第1号から第3号までに掲げる要件のいずれかを満たし、かつ、第4号の要件を満たしている者とする。

(1) 法人で参加する場合は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）であること。

- (2) 個人で参加する場合は、建築士事務所に所属し、かつ、一級建築士の資格を有する者であること。
- (3) 複数で参加する場合は、構成員のうち1名以上は、一級建築士の資格を有し、かつ、建築士事務所に所属していること。
- (4) 前3号に掲げる建築士事務所は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - ア 最も優れた応募図書を提出した参加者として選定された場合に、契約締結を行う相手方となること。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - エ 守山市建設工事等入札参加資格停止基準（平成23年告示第158号）に基づく入札参加資格停止およびその他措置を受けていないこと。
 - オ 国税、都道府県税および市税を滞納している者でないこと。
 - カ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体は入札に参加することができない。
 - (ア) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (ウ) 暴力団関係者 次のaからdまでのいずれかに該当する者をいう。
 - a 自己、自社もしくは第三社の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - b 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
 - c 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - d 暴力団、暴力団員またはaからcまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

4 担当窓口

〒524-8585

滋賀県守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所東棟2階

守山市教育委員会事務局 教育総務課

電話 077-582-1140 FAX 077-582-9441

電子メール kyoisomu@city.moriyama.lg.jp

5 手続き等

(1) 参加者の提出する参加表明書等は1つに限る。

(2) 1次審査について

ア 説明書および参加表明書等の交付期間等

(ア) 交付期間

平成24年9月27日(木)から平成24年11月5日(月)まで(土曜日、日曜日および休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日という。以下同じ)を除く。)午前9時から午後5時まで

(イ) 交付場所および交付方法

上記4の担当窓口にて交付する。なお、守山市ホームページからダウンロードすることもできる。

イ 現地見学会の開催

現地確認のための現地見学会を開催する。なお、説明等は行わない。

(ア) 現地見学会の申込み

現地見学会申込書(様式3-1)を、上記4の担当窓口にて持参、郵送、ファックスまたは電子メールにより提出すること。

(イ) 申込み締切日

平成24年10月9日(火)午後5時まで(持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く、午前9時から午後5時まで)

(ウ) 開催日時

平成24年10月12日(金)午後2時から午後5時まで

ウ 質問の受付等

(ア) 質問は、質問書(様式3-2)により、上記4の担当窓口にて持参、郵送、ファックスおよび電子メールにて提出すること。なお、ファックスにて提出する場合には、着信確認の連絡を行うこと。

(イ) 受付期間

平成24年9月27日(金)から平成24年10月10日(水)まで(持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く、午前9時から午後5時まで)

(ウ) 質問に対する回答

平成24年10月17日(水)に、守山市のホームページに掲載する予定である。

エ 参加表明書等の提出等

参加表明書等を次により提出すること。また、必要書類を添付すること。

(ア) 提出期間

平成24年10月5日(金)から平成24年11月5日(月)まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(イ) 提出場所および提出方法等

上記4の担当窓口への持参または郵送による。

なお、1次審査結果通知用として、送付先を明記した封筒（長形4号、80円切手貼付）を参加表明書等と同時に提出してすること。

また、郵送による場合は、任意の封筒の表面に朱書きで「参加表明書等在中」と表記し、一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便等にいずれかで平成24年11月5日（月）午後5時までに必着となるよう指定して送付すること。

(ウ) 提出書類 次のaからdおよびこれらに関連する資料について、参加表明書等提出書類確認表（様式1-5）に基づき提出することとする。

提出書類	記入上の注意事項	提出数
a 参加表明書 (様式1-1)	(a) 所定の様式に所要事項を記入すること。 添付書類を添えて提出すること。	A4サイズ 1部
b 参加者、設計協力者および建築士事務所の誓約と概要 (様式1-2①、 様式1-2②)	(a) 所定の様式に所要事項を記入すること。 参加者、設計協力者、建築士事務所の誓約と概要	A4サイズ 1部
c 設計提案書	(a) 「守山中学校の要求水準」をもとに、概念配置図、概念各階平面図および設計趣旨・内容を自由に示すこと。なお、1階平面図と配置図は兼ねることができる。 紙質、表現方法は自由とするが、A2判横使い、厚さ10mm以内のボード貼り（ボードの材質は軽量なもので枠無し、色等は自由）とし、文章の文字は12ポイント以上、枚数は1枚以内とすること。	A2サイズ 1部
	(b) 上記(a)をA3判にした縮小版カラーコピー	A3サイズ 10部
d 業務実績一覧および業務実績書 (様式1-3、 様式1-4)	(a) 所定の様式に所要事項を記入すること。 業務実績は現在所属する建築士事務所の実績に関わらず参加者が主体的に関与した新築工事または改築工事の設計業務作品を5件までとする。 (b) 原則、建築物の延面積3,000㎡以上の同種、類似の作品を選定することとする。 同種とは、小学校、中学校または高等学校に関する建築物、また、類似とは、建築基準法別表第一第一項から第四項までの(イ)欄に関する建築物における新築工事または改築工事の設計業務とする。なお、上記作品の実績がない場合および上記複数作品を提出するうちの一部作品については、これまでの代表的な作品（建築物の延面積・用途を問いません）に代えることができる。 (c) 添付する写真はカラーコピーでも可とする。	A4サイズ 10部

(エ) 参加表明書等の提出時には、各提出書類の部数に加えて、すべてのデータを CD-R に保存（PDF 形式）のうえ 1 部提出すること。

(オ) 受付の際、事務局が認識番号を付すので、上記 c の右上隅には、縦 2 cm × 横 3 cm の余白を確保すること。

(カ) 上記 c から d およびこれらの関連資料については、個人名、法人名等を特定できるロゴ等の表示は付さないこと。ただし、業務実績書の添付資料のうち契約書については、この限りではない。

(キ) 提出書類については、A 4 サイズが指定されているものについては、縦使い横書きにて作成し、A 3 サイズが指定されているものについては、A 3 横使い横書きにて作成すること。

(ク) 1 次審査の評価項目

提出された参加表明書等により、本業務に対する理解度・的確性・創造性等および参加者の業務実績を審査委員会において総合的に評価する。

(ケ) 1 次審査（2 次審査応募者の選定）結果の送付

審査委員会で 2 次審査応募者に選定された 5 者程度の者には、応募図書提出要請書を送付します。また、2 次審査応募者に選定されなかった者に対しても、その旨を書面により通知する。

(コ) 参加表明書等の作成および提出に要する経費

提出者の負担とする。

(ク) 参加表明書等の提出後の辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、速やかに「辞退届」（様式 3-3）を提出してください。なお、提出資料は返却しません。

(3) 2 次審査について

ア 2 次審査の概要について

詳細については、2 次審査応募者に別途通知する。

イ 質問の受付等

(ア) 質問は、質問書（様式 3-2）により上記 4 の担当窓口を持参、郵送、ファックスおよび電子メールにて提出すること。なお、ファックスにて提出する場合には、着信確認の連絡を行うこと。

(イ) 受付期間

平成 24 年 12 月 3 日（月）から平成 24 年 12 月 7 日（金）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日および休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

(ロ) 質問に対する回答

平成 24 年 12 月 14 日（金）に、2 次審査応募者全員に文書にて通知する。

ウ 応募図書

(ア) 2 次審査応募者に選定された者は、守山中学校の要求水準にもとづき応募

図書を作成の上、提出すること。ただし、2次審査応募者の提出する設計案は1つに限る。なお、設計案は1次審査に提出した設計提案を踏襲するものとするが、新たな提案を加えることを制限するものではないものとする。

応募図書についてはaからiおよびこれらに関連する資料について、応募図書内容確認表(2次審査応募者に別途通知)に基づき提出することとする。

応募図書の種類	記入上の注意事項等	提出数
a 設計趣旨・ 工事概要	<p>主要施設の設計思想や特徴など狙いに沿った提案または設計者が特に強調したい点、独自に工夫した点および構造概要等について、文章の文字は12ポイント以上、2,000文字以内で、簡潔かつ読みやすく記入すること。(図式可)</p> <p>なお、次にある事項については言及することとする。</p> <p>(a) 「守山の風土や景観に相応しく、守山中学校の伝統・文化に配慮した学校づくり」</p> <p>(b) 「教育環境の質的向上が図れる学校づくり」</p> <p>(c) 「環境に配慮した取り組み」</p> <p>(d) 「経済性や効率性、維持管理の容易性等に配慮した施設整備」</p> <p>*上記項目については、下記bからfの応募図書の中で表現すること。</p>	—
b 配置図	<p>1/800で作成すること。</p> <p>外構計画を含むものとし、計画地面積の中で提案すること。</p>	A2サイズ 1部 (10枚以内) *上記の A3サイズ 縮小版10部
c 各階平面図	<p>1/300で作成すること。</p> <p>室名、主用寸法を記入すること。</p>	
d 立面図	<p>1/300で作成すること。</p> <p>東西南北のうち主要な箇所2面とする。</p>	
e 断面図	<p>1/300で作成すること。</p> <p>主要断面の2面とする。</p>	
f 外観透視図	<p>外観透視図1面、内観透視図1面、その他必要となるスケッチの提出も可とする。</p>	
g 面積表 (様式2-7)	<p>所定の様式に所要事項を記入すること。</p>	
h 工事別 概算内訳表 (様式2-8)	<p>所定の様式に所要事項を記入すること。</p>	A3サイズ 10部
i 模型	<p>1/300で作成すること。(A0版とし、A1版に2分割できること。周辺を含め表現自由)</p>	A0サイズ 1部

- (イ) 上記 b から f の応募図書は A 2 版の用紙を横長に用い、厚さ 10 mm 以内のボード貼り 10 枚以内としたものを 1 部提出する。(陽画焼き (青線、黒線、電子複写いずれも可) とし、設計図面等への色彩は自由とする)
 - (ウ) 上記 g および h については、事務局に 10 部提出すること。
 - (エ) 上記 (イ) の A 3 縮小コピーを 10 部提出すること。
 - (オ) 上記 i については A 0 版にて 1 部提出すること。なお、A 1 版に 2 分割できることとし、運搬可能なものであること。
 - (カ) 寸法はメートル法を用い、室名等は記号を用いず図面の中に表示すること。なお、数字はアラビア数字を用い、外国語はカタカナで表記すること。
 - (キ) 上記 (イ) には、受付の際、事務局が認識番号を付すので、これらの上右角に 2 cm × 3 cm の余白を確保すること。
 - (ク) 応募図書の提出にあたっては、作品が破損しないように適切な材料で補強するものとする。
 - (ケ) 応募図書 (様式 2-1 から様式 2-8) のうち、A 3 サイズが指定されている様式について、A 3 横使い横書きにて作成し、左綴じして提出すること。なお、両面印刷は行わないこと。
 - (コ) 応募図書提出時には、提出書類に関するすべてのデータ (文章、計算式及び関数を含む) を CD-R に保存のうえ 1 部提出すること。
- エ 応募図書の提出日等
- (ア) 提出期限
平成 24 年 1 月 8 日 (火) 午後 5 時まで (土曜日、日曜日および休日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)
 - (イ) 提出場所および提出方法
応募図書は、上記 4 の担当窓口を持参すること。
- オ プレゼンテーションおよびヒアリング
- 応募図書に対する計画趣旨等の質疑を行うため、次により公開のプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。なお、その際、新たな資料の提出は認めない。
- (ア) 開催日時および開催会場
平成 25 年 1 月 10 日 (木) 午後 1 時に守山市民ホール集会室にて開催を予定する。なお、開始時間については後日、通知する。1 者あたりのプレゼンテーションを 20 分以内とし、順番に全者がプレゼンテーションを行った後、全者を対象にヒアリングを行う。
 - (イ) 参加者
3 名以内とする。
 - (ウ) 説明資料
提出品のみとする。開催会場では、応募図書として提出された上記ウ (イ) の

A 2 版ボードのパワーポイントデータを、プロジェクターで投影するとともに、上記ウ(イ)のA 2 版ボードおよび上記ウ(オ)の模型を展示する。

カ 展示会および市民投票

プレゼンテーションおよびヒアリングの終了後、展示会および市民投票を次のとおり実施する。

(ア) 展示期間、場所等

展示場所は次のとおりとする。また、各展示場所にて市民による投票を実施する。

a 平成 25 年 1 月 11 日（金）から平成 25 年 1 月 15 日（火）までの間を「守山中学校 大会議室」にて展示する。

b 平成 25 年 1 月 16 日（水）から平成 25 年 1 月 21 日（月）までの間を「守山市役所 大ホール」にて展示する。

c 平成 25 年 1 月 22 日（火）から平成 25 年 1 月 26 日（土）までの間を「あまが池交流プラザ エントランスホール」にて展示する。

展示物は、上記ウ(イ)のA 2 版ボードおよび上記ウ(オ)の模型を展示する。

キ 2 次審査について

応募図書に記載された、守山中学校の要求水準における「2 守山中学校の施設整備の考え方」に関する 2 次審査応募者の提案について、創造性、機能性、経済性、実現性等の観点から審査委員会において総合的に評価し、最優秀作品 1 点、次点作品 1 点を選出する。

ク 2 次審査の結果について

応募図書を提出した者には、審査結果について、その旨を書面により通知する。また、審査結果については、ホームページ等に掲載する。

ケ 応募図書の作成および提出に要する経費

応募図書を提出した者各々につき、建築士事務所 1 社に 30 万円を支払うものとする。

ただし、最も優れた応募図書の提出者には当該基本設計・実施設計業務委託料の一部に含めるものとする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(2) 当該コンペの審査委員会の委員および同委員が関係する建築士事務所に所属する者は当該コンペに参加できないこととする。

(3) 無効となる参加表明書等または応募図書

参加表明書等または応募図書が次の条件の一つに該当する場合には無効とすることがある。

ア 告示内容に適合しないもの

- イ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ウ 指定した様式および記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- エ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(4) 参加表明書等および応募図書の取扱等

- ア 提出期限以降における参加表明書等および応募図書の差し替えおよび再提出は認めない。
- イ 提出された参加表明書等は返却しない。
- ウ 提出された応募図書の内、最優秀作品の応募図書は返却しない。それ以外の応募図書は、提出者が回収するものとする。
- エ 提出された参加表明書等および応募図書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、選定および特定を行う作業ならびに結果公表および作品集の印刷・頒布（無償）等のため、市が必要と認めた場合には、参加表明書等および応募図書の内容を無償で使用できるものとする。
- オ 応募図書の作成のために守山市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。

(5) 建設工事等の受注資格の喪失

本業務を受注した建築士事務所（協力を受ける他の建築士事務所等を含む。）が建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加しまたは当該工事を請負うことができない。

(6) 契約の締結等

ア 契約の締結

守山市は、最も優れた応募図書を提出した参加者が所属する建築士事務所と当該業務の随意契約締結を行うものとする。

なお、辞退、もしくはその他の理由で契約ができない場合は、次点者の建築士事務所と契約の交渉を行うものとする。

また、建築士事務所が会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされた場合には、契約を締結しないことがある。また、委託契約は守山市財務規則に基づいて行う。

イ 契約金額

守山市の定める算定方式による金額以内とする。

ウ 契約条件

(ア) 建築士事務所は、構造設計、電気設備設計および機械設備設計を行う担当者を配置すること。

(イ) 建築士事務所は、当該コンペの最優秀作品の応募者として選定された場合、

当該業務にかかる契約協議等について、市と調整、協議等における窓口役を担うほか、基本設計業務および実施設計業務に関する履行期間内での債務すべてについて責任を負うこと。

- (7) 業務の実施にあたっては、地域住民および PTA 等の関係者により構成される整備検討会（ワークショップ）に参加し、提言された意見を可能な範囲において設計に反映するものとする。また、設計内容に関する市からの変更の申し入れがあった場合は、市と十分に協議を行い、市の意向を反映するよう努めること。
- (8) 当該コンペにおいて契約締結した建築士事務所は、引き続き基本設計および実施設計を受託した者に対して、工事監理業務を別契約で委託する予定である。